

○西伊豆町保育所保育料徴収基準

平成23年8月1日

西伊豆町告示第64号

西伊豆町保育所保育料徴収規則（平成17年西伊豆町規則第38号）第2条第3項の規定により平成23年度西伊豆町保育所保育料徴収基準を次のとおり定める。

（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）				
階層	定義	0歳	1・2歳	3歳	4歳以上	
第1階層	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む）	0	0	0	0	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き前年分の町民税額の区分が次の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯	6,300	4,500	2,400	1,800
第3階層		町民税課税世帯	13,700	9,800	6,600	5,000
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	12,000円未満	18,000	14,400	12,600	10,800
		12,000円以上 23,000円未満	21,000	16,800	14,700	12,600
		23,000円以上 40,000円未満	24,000	19,200	16,800	14,400
第5階層		40,000円以上 55,000円未満	26,700	21,400	18,700	16,000
		55,000円以上 73,000円未満	29,700	23,800	20,800	17,800
		73,000円以上 103,000円未満	32,700	26,200	22,900	19,600
第6階層		103,000円以上 218,000円未満	36,600	29,300	25,600	22,000
	218,000円以上 292,000円未満	42,700	34,200	29,900	25,600	
	292,000円以上 413,000円未満	48,800	39,000	34,200	29,300	
第7階層	413,000円以上	56,000	44,800	39,200	33,600	

備考

- 1 この表に定める年齢区分の認定は、4月1日現在の年齢をいい、5月以降の途中の入所においては、入所した月の初日における年齢をいう。児童がその年度中に上位の年齢に達した場合の変更はしないものとする。
- 2 第2階層における「非課税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額及び同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号、第2項、同法314条の8、同法付則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額がともに非課税であることをいう。
- 3 この表の第4階層から第7階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、及び災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 4 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、辞表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収基準額とする。
 - (1) 「母子世帯等」・・・母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のいない者で現に児童を扶養しているものの世帯。
 - (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ①身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - ②療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。
 - ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
 - ④特別児童扶養手当等の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害者基礎年金等の受給者。
 - (3) 「その他世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯。

階層区分	徴収基準額（月額）			
	0歳	1・2歳	3歳	4歳以上
第2階層	0円	0円	0円	0円
第3階層	12,700円	8,800円	5,600円	4,000円

5 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

ただし、児童の属する世帯が4に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、4に掲げる徴収基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準表に定める額
イ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所しているア以外の児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収基準表×0.5
ウ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している上記以外の児童	0円

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

6 保育所保育料の階層認定における家計の主宰者の取扱については、次のとおりとする。

- (1) 入所児童の両親（「母子世帯等」の場合、児童を保護する者）の課税額により階層区分を認定する。
- (2) 前号の所得税額が非課税の場合、同居（住民票上は別世帯であっても、同一敷地内の別棟や同じ集合住宅の別部屋に居住している場合等）の祖父母等の所得税額を合算し階層区分を認定する。
- (3) 市町村民税課税の有無は、両親（「母子世帯等」の場合、児童を保護する者）について有無を確認し、同居の祖父母等は含めず階層区分を認定する。